

第 1 2 回阿賀町入札監視委員会会議録

1. 日 時 平成 2 2 年 3 月 1 日(月) 1 3 時 1 5 分～1 5 時 3 0 分
2. 会 場 阿賀町役場 3 階第 3 会議室
3. 出席者 委員 沢田委員長、伊津委員、五十嵐委員、関塚委員、鷺尾委員
町側 長谷川副町長、渡部総務課長、眞田行政管財係長、長谷川主任
4. 議案
 - 抽出事案の説明・審議について
 - 抽出事案
 - ・制限付一般競争競争入札
 - ①中央南部簡易水道配水管第 2 0 工区布設工事
 - ②森林管理道田沢野村線開設工事
 - ③三川地区中央監視設備工事
 - ④船戸水道管布設第 1 3 次工事
 - ・指名競争入札
 - ⑤上ノ山団地屋根塗装工事
 - ⑥石戸簡易水道警報装置設置工事
 - ⑦後地住宅構内道路舗装工事
 - ・随意契約
 - ⑧阿賀町クリーンセンター公害監視計器修繕工事
 - ・その他
 - その他資料
 - ・平成 2 1 年度建設工事平均落札率比較表 (第 3 四半期)
 - ・再入札実施案件の入札額の比較 1 件
 - ・落札率 9 5 %以上全事案の入札額と差額の比較 2 0 件
5. 会議録 別紙のとおり

説明・答弁	質問・意見
<p>渡部総務課長</p> <p>第12回の入札監視委員会の開会。</p> <p>次第に従い、長谷川副町長・沢田委員長からあいさつをお願いした。</p> <p>長谷川副町長</p> <p>委員各位に親しく時節のあいさつを述べた後、今冬の豪雪を振り返り、町内建設業者の皆さんから除雪についてご協力を頂いたことに触れ、産業基盤の恵まれていない当町にとって建設業は数多くの雇用を抱えており、また町民雇用を担う重要な産業分野であることから、再生産が可能な形で行われることが最低限必要なことと考える。これらを踏まえ入札制度の透明性・公正性を確保しながら、制度のあり方について住民説明できることが重要と思っているので今後もの確なご指導を頂きたい旨をお願いし挨拶とした。</p> <p>沢田委員長</p> <p>副町長のあいさつにもあったが、今冬は豪雪だったので建設業の皆さんにはご尽力を頂いたところと思う。冬場の除雪のために重機を保有しているという状況もあり、総合評価方式でポイント加算している実態もある。一方独占禁止法の改正法が施行され益々違反については厳しい処分がされることとなった。また、公正取引委員会のあり方についても不透明で審判制度がなくなるとの情報もある。当委員会はこれからも阿賀町の入札制度が公正かつ透明性のある制度となるよう貢献していきたい旨を述べ挨拶とした。</p> <p>渡部総務課長</p> <p>以後の進行を委員長をお願いした。</p>	

説明・答弁	質問・意見
<p>沢田委員長</p> <p>次第に従い、抽出事案の説明・審議に移り、はじめに抽出理由について抽出当番の伊津委員に説明を求めた。</p> <p>沢田委員長</p> <p>報告が遅れたが、事務局から傍聴希望があった場合の取り扱いについて事前協議があり、私の方で会議開催の周知と公開について了解をしたところ。なお今回は希望がなかったようだ。</p> <p>続いて事務局に抽出案件の説明を発注方式ごとに求めた。</p> <p>眞田係長</p> <p>「様式1から様式6」までと、「落札率95%以上事案の入札額との比較一覧」、「再入札実施案件の入札額の比較一覧」、「契約方法ごとの平成21年度第1・第2四半期における平均落札率比較表」を説明した。</p> <p>沢田委員長</p> <p>ご質問ご意見ありませんか。</p>	<p>伊津委員</p> <p>制限付一般競争入札及び指名競争入札については、①落札率の高いもの。②落札金額の大きいもの。③予定価格以下で応札した業者数が多かったものを選定した。随意契約については落札率の高いものを選定した。</p> <p>沢田委員長</p> <p>事前にもらったデータを様式2で比較すると、制限付一般競争入札では、町内業者が落札したものと町外業者が落札したものの平均値を比較すると約3%町内業者が落札した方が高い落札率となっている。指名競争入札では差がない。また、町外業者が落札した場合でもA社が落札している工事については高い。</p> <p>五十嵐委員</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>眞田係長 この工事種別については、業者数が少ないため、参加業者の地域制限を、下越地区に本社又は営業所を置く業者を対象としている。工事後のメンテナンスのことも考えると、申込業者数が少ないからといってむやみに参加地域を広げるわけにもいかない理由もある。</p> <p>眞田係長 この工種については、一般的に流通しているものを取り扱うものではなく、製品については工場製作を伴う場合がほとんど。町の設計についても見積を参考とする場合が多いため、落札率も高くなる傾向にあるようだ。</p> <p>眞田係長 3社程度から見積を徴し、それを参考に積算根拠としているのが一般的だ。</p> <p>渡部総務課長 委員の皆さんからご協議願いたい。</p>	<p>A社が参加する工事種別については、参加業者数が少ないから競争力が働いていないのではないかと。</p> <p>五十嵐委員 参加業者数が少ないから落札率が高いのか。</p> <p>五十嵐委員 特殊工事において、見積を設計根拠とする場合は何社程度から徴しているのか。</p> <p>沢田委員長 以前入札監視委員を務めていたA市の場合だと電気と造園が高かった。やはり工事種別により傾向があるように思う。</p> <p>伊津委員 委員会の公開についてだが、町入札監視委員会設置要綱第5条8項により原則公開とあることから問題はないと思うが、今のように会社名等の固有名詞が出る場合も想定できるが差し支えないのか。</p> <p>沢田委員長 情報公開については文書や電子記録についての公開を定めたものが一般的。議事の</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>眞田係長 会議録については、公開前に各委員から内容確認後公開しているの、不都合な部分については委員の皆さんからもご指摘いただきたい。</p> <p>沢田委員長 委員は公務員の非常勤特別職となっていることから公開については差し支えないものと思う。</p> <p>渡部総務課長 言うとおりのであるが、なお委員各位の意向についても尊重したい。</p> <p>渡部総務課長 そのようにしたい。</p> <p>渡部総務課長 委員の皆さんが発言しやすい環境としたい。匿名の取り扱いについては公開前の会議録確認時か会議の中で指示をしていただきたい。</p> <p>沢田委員長 他に質問意見がないことを確認し、様式7の入札方式ごとの説明を事務局に求めた。</p> <p>眞田係長 様式7のうち、「制限付一般競争入札」</p>	<p>公開については概要となっていることから会議録については特定の固有名詞については考慮すべき。なお公開した会議中での会社等の固有名詞の発言については、情報公開条例等には抵触しないものと思われる。</p> <p>鷲尾委員 委員名も固有名詞だが今後はどのように取り扱うのか。</p> <p>鷲尾委員 発言については委員の個人的な見解もあるので、特定の業者名等について述べている場合は業者名を匿名とする配慮が必要だ。</p> <p>伊津委員 今後議事で固有名詞が出てきた場合は匿名の判断を会議で確認することが必要だ。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>の4件について説明した。</p> <p>沢田委員長</p> <p>ご質問ご意見ありませんか。</p>	<p>鷲尾委員</p> <p>今回の抽出案件は、競争原理が働いているものと、そうでないものがはっきりしている。働いているものは90%前後の落札率であり、90%という数字が競争性を見極めるポイントになっており、このことは過去の多くの事例が証明している。また、以前から申しているが、今回の結果についても最低制限価格があることによって適正な競争を妨げている案件がある。極めつけは③の案件で、2社中1社が辞退したことにより1社での入札を執行したはいいが、その1社が最低制限価格を下回って入札不調となってしまった。町は設計を組替えて再度入札執行したが、設計価格を下げたにも関わらず、先回の入札で失格となった業者が最低制限価格を意識して先回よりも高い価格で落札している。本当はそれより安い金額で請負えるのにどう考えても理屈に合わない。もう一つは①の案件で、落札した業者と失格した業者の積算内訳のうち直接工事費を比較するとほとんど変わらない。経費は企業努力の部分で最低制限価格が品質確保を目的としているものであるならば直接工事費等の内容を比較すれば判断できるのではないか。私は入札額だけを比較して内容を吟味していないところに問題を感じる。また、県では建設業界が疲弊しているとの理由から最低制限価格を90%に引き上げたとのことだが、申したとおり90%前後が競争力確保できているラインだと仮定すれば85%が最低制限価格の適</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>沢田委員長</p> <p>制限価格の経緯については、当初低入札調査基準で行っていたものを、国・県の要請等により最低制限価格制度へ移行したわけだが、町独自の制度設計も可能。必要があれば委員会として町長に提言することも出来るがいかがなものか。</p> <p>渡部総務課長</p> <p>現在の制度運用は時限措置の部分もあるのでご理解いただきたい。</p> <p>眞田係長</p> <p>町は過去の入札結果から参加可能な業</p>	<p>正割合と考える。また、④の案件では最低制限価格は 11,334,000 円で、落札した業者と失格となった業者の価格差は 9 千円。落札者は最低制限価格より 4 千円高く、失格した業者は最低制限価格より 5 千円下回ったことが明暗を分けた事案。この 2 社間において工事品質に差がでるとは到底思えない。最低制限価格が品質保証の観点だといっているのであれば、もう少し幅をもたせた弾力的な運用をしないといけないのではないか。画一的な運用をするのではなく、③のような場合は入札者に確認し受注可能であれば受注してもらいべき。最低制限価格を引き下げたことにより落札率が下がれば、その分予算が余る。それで新たな工事が発注するほうが全町民の望む方向と考える。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>最低制限価格の運用は 85%～90%の間で運用できることとなっているのに、なぜ 90%の設定があるのか。高く設定すれば企業努力をして安い応札をした業者を排除する方向となる。</p> <p>五十嵐委員</p> <p>③の案件は業者数が少ないのにも問題がある。2社での入札ははたして競争性があると言い切れるのか。町は公告の地域制限で何社位の応札業者を想定していたのか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>者数については概ね把握をしており、十分に設定の地域制限で応札者の確保は出来るものと考えていた。現在の入札は制限付一般競争入札で行うことが多いことから、業者の参加意思により今回のようなこともありうる。</p> <p>眞田係長</p> <p>入札参加についてはあくまでも業者側の意思なので理由についてはわからない。なお、2社の入札では競争性が確保できるのかとのことだが、事前に積算内訳書の提出を義務付けており、入札会場で応札社数を見て入札書を書き換えることが出来ないシステムとなっていることから、少ない業者数でも競争性は確保できているものと考えている。</p> <p>長谷川副町長</p> <p>変動型最低制限価格制度の運用も検討してみたい。</p> <p>沢田委員長</p> <p>変動型最低制限価格制度については新潟市等で行っているが、簡単に言うと低い額を提示した数社の平均値を最低制限価格とするもの。</p>	<p>五十嵐委員</p> <p>③の案件では1回目の入札には参加しなかった業者が、不調後の再度入札には参加しているが理由は何か。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>問題は最低制限価格制度が画一的で柔軟な対応が出来ないシステムであるということ。③の案件のように、わざわざ高く受注してもらう必要はまったくない。要は恣意的な裁量ができなく透明性が確保されていればいい。柔軟に対応する方法を模索してもらいたい。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>ぜひ、業者の入札額が反映するその制度も検討してもらいたい。業者側も納得でき</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>眞田係長 業者の入札額を根拠とする制度なので業者側からは不満は出ないと思うが、運用については先進事例等を参考として導入についての検討を進めたい。</p> <p>渡部総務課長 参加業者数等も鑑みながら、入札方法も含めて最低制限価格の運用については柔軟に対応していきたい。</p> <p>眞田係長 現在町では総合評価方式は試行要綱。拡大についても検討しているところであるが、総合評価方式の場合、アドバイザー意見照会等もあることから発注まで約1ヶ月位の期間を要する。事業課としては工期を確保したいことから敬遠傾向にある。</p> <p>眞田係長 個々の工事ごとの設定している。それぞれの経費計に一定の係数を乗じたものを合計して基準額を算出し、それを基に決裁者が85～90%の間で決定するシステムとなっている。</p> <p>眞田係長 工種により違うが、諸経費率の低いものについては、基準額が90%を超えるものもある。88%位が基準額の平均値だと思</p>	<p>る制度と思う。</p> <p>鷲尾委員 せっかく企業努力をして、安い価格を入れたら失格ということのないよう検討していただきたい。</p> <p>沢田委員長 今回の案件には総合評価方式で行った事案はないようだが、価格以外の部分でも評価できる総合評価方式は、低価格入札の排除も可能。万能ではないが拡大をすべきと考える。</p> <p>伊津委員 最低制限価格の率の設定については、一律なのか、個々の工事ごとなのか。</p> <p>伊津委員 抽出されたものを見ると、90%に近いものが多い。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>う。</p> <p>沢田委員長</p> <p>他に質問、意見がないことを確認し、次の指名競争入札の案件の説明を事務局に求めた。</p> <p>眞田係長</p> <p>様式 7 の「指名競争入札」3 件について説明した。</p> <p>沢田委員長</p> <p>ご質問ご意見ありませんか。</p> <p>眞田係長</p> <p>⑤の案件については、失格者が多かったので、すぐに担当課に調査を指示した。担当課によると設計については設計事務所に委託しており、塗料についても指定してあるとのこと。原因としては塗料の積算価格と流通価格に相違があったのではないかとのことだった。</p>	<p>鷲尾委員</p> <p>⑤の案件を見ると、11 社中 7 社が失格している。⑥の案件では、1 社が予定価格の倍くらいの入札額となっている。⑦の案件については競争性が全然感じられない。このような案件については、ヒアリングを実施すべきだ。</p> <p>五十嵐委員</p> <p>⑤の案件は屋根塗装だが、塗料の種類は指定してあるのか。</p> <p>関塚委員</p> <p>屋根の塗装工事のような単純工事において、450 万円の予定価格に対して、100 万円も低い入札額で 11 社中 7 社が失格するという状況は異常に思う。設計会社の積算内容を疑いたくなる事案だ。</p> <p>五十嵐委員</p> <p>逆に失格した会社の方の積算が正しいのではないかと疑いたくなる。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>渡部総務課長 よく調査検討をしたい。</p> <p>眞田係長 指名競争入札だったことから、受注する意思がなかったのだと思われる。</p> <p>沢田委員長 他に質問がないことを確認し、次の随意契約の案件の説明を事務局に求めた。</p> <p>眞田係長 様式 7 の「随意契約」 1 件について説明した。</p> <p>沢田委員長 ご質問ご意見ありませんか。</p> <p>眞田係長 消耗部品に係る点検整備、部品交換を年次計画で保守をしていると聞いている。</p> <p>沢田委員長 他に質問がないことを確認し、次の平成 22 年度会議期日の調整についての説明を事務局に求めた。</p> <p>渡部総務課長 町としては、6 月 9 月 12 月 3 月とも町議会定例会が予定される月なので、日程が重複しない月初めに日程調整をお願いし</p>	<p>関塚委員 町営住宅の屋根塗装工事は今後も定期的に発注が予想されるものである。その度に 100 万円も高い金額で受注されては町の大きな損失。単純な工事であることから積算根拠を業者見積りとする方法もあるのではないかと。また先ほどからの最低制限価格の弾力的運用について一考願いたい。</p> <p>伊津委員 ⑥の案件の A 社の入札額は、他社の約 2 倍の入札額となっている。このことについてはどのようなことが想定されるのか。</p> <p>沢田委員長 修繕工事となっているが内容は消耗品の部品交換なのか。</p>

説明・答弁	質問・意見										
<p>たい。</p> <p>沢田委員長 他に質問がないことを確認し、続いてその他の案件の説明を事務局に求めた。</p> <p>渡部総務課長 今回の対象事案ではないが、町に従たる営業所を置く業者の指名停止案件についてご意見を賜りたい。内容は建設業法違反で営業所登録のない東蒲営業所での営業行為をしていたもの。県では1ヶ月の指名停止措置。町でも県に準じ同様の措置としたが、議会から当事者である町の処分が軽い旨の申入書が町長宛に提出された。なお、議会から監視委員会の意見を伺うようにとの話もあり、議会への回答にあたり委員会のご意見をお願いしたい。</p> <p>渡部総務課長 処分は町指名審査委員会で決定し、処分も終了しているが、議会から発注件数の少ない時期でもあり処分が軽すぎるとの意見があった。</p> <p>眞田係長 営業所設置業者として町への法人住民税については完納されている。また、町も2年に1度の入札参加資格申請登録の際、受注実績や納税実績が10年以上前からあることから建設業法の営業所許可登録の有無までは審査確認していなかった。</p>	<p>全委員協議調整の結果、下記の開催日に決定した。</p> <table data-bbox="826 443 1220 667"> <tr> <td>第13回</td> <td>5月31日(月)</td> </tr> <tr> <td>第14回</td> <td>8月30日(月)</td> </tr> <tr> <td>第15回</td> <td>12月3日(金)</td> </tr> <tr> <td>第16回</td> <td>次回委員会で決定</td> </tr> <tr> <td>開始時間</td> <td>午後1時15分～</td> </tr> </table> <p>沢田委員長 処分は確定していないのか。</p> <p>鷲尾委員 町側への実質損害はあるのか。</p> <p>鷲尾委員 業者が営業所設置届けの更新を失念して</p>	第13回	5月31日(月)	第14回	8月30日(月)	第15回	12月3日(金)	第16回	次回委員会で決定	開始時間	午後1時15分～
第13回	5月31日(月)										
第14回	8月30日(月)										
第15回	12月3日(金)										
第16回	次回委員会で決定										
開始時間	午後1時15分～										

説明・答弁	質問・意見
<p>眞田係長 建設業法関係については県の管轄。県の指名停止処分の理由は、常時建設工事の請負契約を締結できる事務所として認められる状況にありながら届出をしていなかったとの理由。</p> <p>眞田係長 詳しくは承知していないが、要件が満たされていれば受理されるものと思われる。事実、許可登録を有していないことが発覚した数日後には営業所届出が受理され許可されている。</p> <p>渡部総務課長 議会では、発注量が少ない時期では指名停止処分が効果的でないとの意見も頂いている。町としては、今後のことも含めて委員からご意見を頂きたい。</p> <p>渡部総務課長 再発防止については、チェック体制の強化をする。入札参加については、該当業者が参加する業種について当面の間指名競争入札で行うことを検討している。</p>	<p>いたことによる処分なのか。</p> <p>沢田委員長 届出は、すれば受理されるものなのか。</p> <p>鷲尾委員 単純なミスなんだろうけど基本的なことでもある。納税もしており意図的なものは感じられない。悪質なものでないのでそこを斟酌する必要がある。</p> <p>五十嵐委員 実際に営業所を置いて納税もして届出だけを怠っていたということであれば悪質だとは言えないのではないかと。</p> <p>沢田委員長 普通、町が当事者である場合は県の2倍程度の措置をする場合が多いようだ。</p> <p>伊津委員 議会からは、再発防止や制限付一般競争入札の参加制限についても申入れがあるが町としてはどのように考えているか。</p> <p>伊津委員</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>渡部総務課長 各委員の意見を参考に報告書を作成したい。</p> <p>沢田委員長 他に質問・意見のないことを確認して会議を終了した。</p>	<p>回答には、今後は県の処分にとらわれることなく的確に判断したい旨の文言を入れるべきである。</p>